平成２年門審第１０７号
漁船第十海漁丸機関損傷事件

言渡年月日　平成３年５月３０日
審　判　庁　門司地方海難審判庁（山本宏一、有山昭二、畑中美秀）
理　事　官　大隈信夫

損　　害
潤滑油ポンプの各部摩耗、７番ピストンの焼損、各クランクジャーナル、主軸受等が焼損

原　　因
主機（潤滑油系）取扱の不適切

主　　文
本件機関損傷は、主機潤滑油が汚損していたことと、主機潤滑油圧力低下警報装置作動時の対応が不適切で、主機が、潤滑油圧力の低下したまま運転されたこととに因って発生したものである。
受審人Ａを戒告する。

理　　由
（事実）
船 種 船 名　漁船第十海漁丸
総 ト ン 数　１９トン
機関の種類　ディーゼル機関１基
出　　力　４１１キロワット

受　審　人　Ａ
職　　名　船長
海 技 免 状　一級小型船舶操縦士免状

事件発生の年月日時刻及び場所
平成元年９月６日午後９時ごろ
宮崎県北部沿岸海域

第十海漁丸は、平成元年に進水した、中型まき網漁業船団に付属するＦＲＰ製の漁獲物運搬船で、主機として、昭和５９年にＢ社が製造したＳＢＡ８Ｍ８１６型と呼称する、定格回転数毎分１，８００の過給機付４サイクル８シリンダ・ディーゼル機関を備えていた。
主機は、製造後、Ｃ社が所有する他船の主機として用いられていたところ、本船建造時に換装されたもので、船首方から順にシリンダ番号が付され、その潤滑油系統は、機関下部のオイルパン内の潤滑油

が、主機駆動の歯車式潤滑油ポンプに吸引されて油冷却器及び油こし器を経て潤滑油主管に送られ、同主管からシリンダごとに分岐する枝管によって主軸受に至り、更にクランク軸の油路を流れてクランクピン軸受に供給されたのちオイルパンに落ち、また、同油の一部が、各枝管に取り付けられたノズルからピストンヘッド内部に噴射され、ピストンピン軸受の潤滑及びピストンの冷却を行ったのちオイルパンに落ちるようになっていた。

ところで潤滑油系統には主機潤滑油圧力低下警報装置が備えられ、潤滑油主管の油圧が設定値より低下すると同装置が作動し、操舵室及び機関室に警報を発するようになっていた。

受審人Ａは、Ｃ社の社長で、本船建造時に船長として乗り組んで機関の運転にも当たり、主機潤滑油を取扱説明書に記載された指示に従って約１箇月ごとに油こし器のろ紙製フィルタエレメントとともに新替えしていたが、同説明書にオイルパンの掃除についての記載がなかったところから、主機換装時にもその後にもオイルパンを掃除したことがなかったので、運転時間の経過に伴って油中に混入する燃焼生成物やスラッジが増えて潤滑油ポンプの歯面やポンプ軸プッシュが摩耗し、いつしか主機運転中の潤滑油圧力が許容限度近くまで低下する状態になっていた。

こうして本船は、A受審人が、油面検査棒で主機オイルパン内の油量が十分であることを確認したうえ平成元年９月６日午後８時５０分宮崎県北浦漁港を発し、主機を毎分１，８００回転の全速力で運転して漁場に向け航行中、潤滑油ポンプのポンプ軸プッシュの摩耗量が過大になるとともにこし器のフィルタエレメントが詰まって油圧が低下し、同９時ごろ主機潤滑油圧力低下警報装置が作動した。

ところがA受審人は、回転数を下げれば大事に至ることはあるまいと軽く考え、直ちに主機を停止することなく毎分１，１００回転ばかりに減速しただけで運転を続けたため、各部軸受が潤滑不良になって焼損する一方、ピストン冷却が行われなくなり７番ピストンが過熱膨張してシリンダライナとの間に焼き付きを生じ、同日午後９時５分ごろ博奕礁灯台から真方位２１６度５００メートルばかりの地点において、主機が停止した。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、海上は平穏であった。

そこでA受審人は、機関室に行ってクランク室扉を開いたところ煙が吹き出したので運転不能と判断して救助を求め、本船は、来援の僚船に引かれて北浦漁港に戻り、同地において主機を開放した結果、潤滑油ポンプ各部の摩耗及び７番ピストン及びシリンダライナの焼損のほか、各クランクジャーナル及び主軸受並びに各クランクピン及びクランクピン軸受がいずれも焼損しており、のち、主機が換装された。

（原因）

本件機関損傷は、主機オイルパンの掃除が行われず、潤滑油中に多量の燃焼生成物等が混入して潤滑油ポンプ各部の摩耗量が過大になったことと、主機潤滑油圧力低下警報装置が作動した際の対応が不適切で、主機が、潤滑油圧力の低下したまま運転されたこととに因って発生したものである。

（受審人の所為）

受審人Ａが、航航中主機潤滑油圧力低下警報装置が作動した場合、各部軸受等が潤滑不良などにならないよう、直ちに主機を停止すべき注意義務があったのに、これを怠り、回転数を下げれば大事に至ることはあるまいと軽く考え、減速しただけで運転を続けたことは職務上の過失である。A受審人の所為

に対しては、海難審判法第４条第２項の規定により、同法第５条第１項第３号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。